

体育館	全面使用	児童、生徒及び学生	円 2,020	円 2,650	円 3,370	円 4,710	円 6,030	円 8,060	屋外照明設備を使用する場合には、実費を基準として知事が定める額
		一般	4,040	5,310	6,720	9,370	12,070	16,130	
	区分使用 (半面)	児童、生徒及び学生	1,030	1,310	1,660	2,350	2,990	4,040	
		一般	2,090	2,650	3,370	4,750	6,030	8,120	
	区分使用 (4分の1面)	児童、生徒及び学生	550	670	810	1,240	1,530	2,090	
		一般	1,110	1,390	1,660	2,500	3,070	4,180	
第1卓球室	全面使用	児童、生徒及び学生	1,870	2,500	3,140	4,400	5,680	7,570	
		一般	3,780	5,030	6,300	8,830	11,370	15,160	
	区分使用	児童、生徒及び学生	1時間までごとに1台ごとに200円						
		一般	1時間までごとに1台ごとに420円						
第2卓球室	児童、生徒及び学生		1時間までごとに350円						
	一般		1時間までごとに670円						
陸上競技場	児童、生徒及び学生		円 1,530	円 2,020	円 2,020	円 3,560	円 4,040	円 5,590	
	一般		3,070	4,040	4,040	7,150	8,120	11,240	
テニスコート	全面使用	児童、生徒及び学生	7,570	10,110	10,110	17,710	20,240	27,810	
		一般	15,160	20,240	20,240	35,390	40,470	55,670	
	区分使用	児童、生徒及び学生	1時間までごとに1面ごとに610円						
		一般	1時間までごとに1面ごとに1,240円						

ゲート ボール 場	全面使用	児童、生徒 及び学生	円 1,660	円 2,220	円 2,220	円 3,920	円 4,480	円 6,170
		一般	3,370	4,480	4,480	7,830	8,990	12,390
	区分使用	児童、生徒 及び学生	1時間までごとに1面ごとに300円					
		一般	1時間までごとに1面ごとに550円					
アーチェリー場	児童、生徒 及び学生	円 810	円 1,110	円 1,110	円 1,940	円 2,220	円 3,070	
	一般	1,660	2,220	2,220	3,920	4,480	6,170	

別表第2の3中表の部分を次のように改める。

区 分	9時から12時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
第1会議室	円 1,800	円 2,350	円 3,070	円 4,180	円 5,450	円 7,290
第2会議室	1,800	2,350	3,070	4,180	5,450	7,290
第1教養室	1,530	2,090	2,650	3,630	4,750	6,300
第2教養室	1,110	1,390	1,800	2,500	3,220	4,320
第1研修室	1,660	2,220	2,790	3,920	5,030	6,720
第2研修室	2,090	2,650	3,370	4,750	6,030	8,120
第3研修室	2,090	2,650	3,370	4,750	6,030	8,120
創作室	1,660	2,090	2,650	3,780	4,750	6,450
陶芸室	1,940	2,650	3,370	4,620	6,030	7,980
音楽室	2,090	2,790	3,490	4,900	6,300	8,420
調理実習室	2,500	3,220	4,040	5,740	7,290	9,810
こども広場	1,800	2,350	3,070	4,180	5,450	7,290

別表第2の4中表の部分を次のように改める。

区 分	施設の利用料金の上限額	附属の設備の利用
-----	-------------	----------

		9時から12時 まで	13時から17時 まで	17時から21時 まで	9時から17時 まで	13時から21時 まで	9時から21時 まで	料金の上限額
入場料等を徴収しない場合		円 4,180	円 5,590	円 6,990	円 9,810	円 12,630	円 16,850	附属の設備を使用 する場合において は、1件又は1式 1時間までごとに 1,260円の範囲内 で知事が定める額
入場料等を徴収 する場合	興行として行う ものでない場合	6,300	8,420	10,520	14,750	18,930	25,280	
	興行として行う ものである場合	12,630	16,850	21,080	29,490	37,950	50,590	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。